

# 校則

常に岡崎東高等学校生徒としての誇りと自覚を持ち、本校の教育方針に従い、職員生徒一体となって良い校風の樹立に努力しよう。

下記の生徒心得は、私たちの守るべき最低限の規範です。よく守り、常に高校生の模範として行動できるよう心掛けよう。

## 1 学習

- (1) 勉学を中心とした生活を確立し、毎日予習復習に取り組む。
- (2) 授業中は、その教科・科目の学習に専念する。
- (3) 授業中の教室の出入りは、教科担任の許可を得る。
- (4) 課題等の提出物は定められた期日までに提出する。

## 2 校内生活

- (1) 登校・下校の時刻を厳守する。
- (2) 授業中は、その教科・科目の学習に専念する。
- (3) 自転車等は必ず所定の位置に施錠（2箇所を推奨）して置く。
- (4) 始業時から終業時まで、校外に出ることを認めない。やむを得ない時は、許可を得る。（担任を通して生徒指導部に許可を得る。）
- (5) 昼食は昼食時間に各自の教室でとる。（できるだけ弁当を持参する。）
- (6) 必要以外の金銭・貴重品は持たないようにし、その管理には十分注意する。（教室移動の時には身につける。）
- (7) 授業や行事等で教室に生徒が不在になる時は、貴重品管理、盗難防止のため教室を施錠する。
- (8) 万一貴重品を紛失したり盗難にあたりした時は、直ちに担任を通して生徒指導部に届け出る。
- (9) 物品の貸借はしない。
- (10) 学校へは教科用具以外の娯楽用具は持ち込まない。
- (11) 所持品には記名する。
- (12) 下履と上履を区別して使用する。
- (13) 施設設備等を大切に扱い、みだりに使用することを禁止する。破損した時は直ちに担任又は施設等の管理者に申し出る。
- (14) 自動販売機の利用は所定の時間を守り、衛生的に取り扱う。また、空き缶は所定の空き缶入れに入れる。
- (15) 校内における政治活動については行わないことを原則とする。

### 3 校外生活

- (1) 無断外出・外泊は禁止する。また、深夜 11 時以降の外出は補導の対象になるので避ける。
- (2) アルバイトは禁止である。特別の事情のある者は申し出る。
- (3) 卒業まで運転免許証を取ることは禁止する。ただし、就職内定者に対しては配慮する。
- (4) 本校を代表して対外試合又は行事等に参加する時の服装は、引率者の指示に従う。
- (5) 風紀上好ましくない遊技場・飲食店に立ち入らない。
- (6) 常に身分証カードを携帯する。

### 4 出欠など

#### (1) 欠席・遅刻について

ア 欠席・遅刻する場合、事前に保護者から電話等で連絡を入れてもらう。

イ やむなく遅刻した時は、職員室で入室許可証に必要事項を記入の上、教室に持参する。

#### (2) 公欠について

部活動の公式試合、その他学校を代表する大会等に参加するため、校長の承認を得て学校を欠席する場合は公欠となる。その場合、部活動顧問、担当教員を通じて担任に連絡する。

#### (3) 忌引について

ア 父母死亡の場合は、7 日以内

イ 祖父母、兄弟姉妹の死亡の場合は、3 日以内

ウ 曾祖父母、叔伯父、叔伯母の死亡の場合は、1 日

エ 父母法要の場合は 1 日

オ 以上に準ずるものとして校長が認めた場合

カ 葬儀等で遠隔地におもむく必要がある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。

- (4) 本人が感染症にかかった時はただちに連絡する。この場合、出席停止となり欠席としては扱わない。

### 5 その他

- (1) パンフレット等の配布・放送等は、担任又は顧問を通して生徒指導主事に届け出て許可を得る。
- (2) ポスターやパンフレット等の掲示は、担任又は顧問を通して生徒指導主事に届け出て許可を得る。認印を受けた後、所定の場所に掲示する。

(3) 悩みごとや困っていることがある者は、一人で考え込まないで積極的に担任、その他の先生に相談する。又、人に知られたくないような悩みがある場合は下記の「教育相談こころの電話」等を利用する。

教育相談こころの電話 052-261-9671

午前10時～午後10時（年末年始を除く毎日）

# 身だしなみについて

高校生らしい身だしなみは、落ち着いた学校生活を送るために重要である。したがって本校生徒の身だしなみについて次のように規定する。

## 1 服装規定

### 通常期間

(ア)ブレザー、ベスト、スカートまたはズボン(本校指定)

※ブレザーには必ず校章をつけること

※スカート丈は膝の中心から膝下までの範囲とする。

(イ)「長袖シャツ」または「半袖シャツ」(本校指定)

※ただし、ブレザー着用時は必ず長袖シャツを着用する。

(ウ)ネクタイ(本校指定)

※オプションのリボン(本校指定)でも可。

ただし、式典時(入学式、始業式、終業式、卒業式)のリボンは禁止。

※ネクタイ(リボン)着用時は第一ボタンを留める。

※半袖シャツ着用時は、ネクタイ・リボンはつけない。

(エ)靴下(黒、紺)

※無地、加工されていないものを基本とする。ワンポイント・メーカーロゴは可

『加工された靴下の例』リボンのついているもの、ルーズソックス

※靴下の丈はくるぶしより上から膝より下までとする。

### 【気温に対応した着こなし】

トップスは気温に応じて着こなしを選択できる。

着こなし パターン	①	②	③	④	⑤
ブレザー	○			×	×
ベスト	○	○		○	
長袖	○	○	○		
初タイ	○	○	○	×	×
半袖				○	○

### さわやか期間(5月1日～10月31日)

暑さ対策のために長袖シャツでもネクタイを着用せずに第一ボタンを外すことができる。(上記着こなしパターン②③に限る。また期間は、上記の期間をもとに、実際の気候、気温に合わせ、期間を延長することもある。)

## 防寒着

必要に応じて、ブレザー着用時は以下の(ア)～(エ)を着用しても良い。  
ただし、(ウ)、(エ)は指示のない場合は登下校時に限る。

(ア)本校指定のセーター

(イ)タイツ（無地の黒・紺またはベージュとする。）

(ウ)マフラー、手袋

(エ)その他の防寒着（上着）

（黒・紺・白・グレー・ベージュ等の色を基調としたもの）

## 注意点

- ・(エ)については、記載された色の単色のコート・単色のダウンジャケットを推奨する。
  - ・自転車通学者は、巻き込み事故防止のためコートはロング丈でないものを推奨する。
  - ・判断に悩む場合は、使用前や購入前に学年の生徒指導部の先生に相談をする。
  - ・スカートの下に長ズボンの着用は禁止する（制服の加工着用であるため）。
- ・制服の加工は禁止する。サイズ調整等を行う場合は、必ず生徒指導部に申し出る  
こと。

## 2 履物

- (1) 通学時の履物は、運動靴または黒・茶色の革靴とする。なお、雨天時はレインシューズの使用を認める。
- (2) 校舎内では本校指定の学年色スリッパを使用する。

## 3 髪型

前髪が目にかからないこと。ピンやヘアゴムは髪色に近い色の装飾のないものを使用する。なお、髪を結ぶ際には、耳より後ろでまとめる。

## 4 ベルト

ズボン着用時はベルトを使用する。ベルトは黒、紺、茶の無地のものとする。  
スカート着用時はベルトを禁止する。

## 5 禁止されている事項（やむを得ない理由で以下の行為を行う場合は必ず担任に事前に相談すること）

- (1) 容姿についての特別な技巧を用いた行為

『特別な技巧の例』

(ア) パーマ、縮毛矯正、カール、染色、脱色、整髪料の使用、ヘアバンド、エクステンション等

(イ) 化粧やまつ毛パーマ等の美容行為またそれに準ずる行為、ピアス、アイプチ、カラーコンタクト（黒色含む）等

(2) 制服についての加工等

『加工等の例』

(ア) スカートのカット、スカートのウエスト部分の巻き上げ等

(イ) タートルネックやパーカーなど制服からはみ出したインナーの使用等

※スカートの長さ調整は、学校を通して依頼することで行えません。

6 異装

やむを得ない理由があつて異装を希望するときは、生徒指導部の許可を得る。

# BYOD・CYOD(授業用タブレットPC, 携帯電話等)

## に関する使用規定

### 1 授業用タブレットPCについて

- (1) 校内において教育活動以外での使用は禁止とする。
- (2) 授業では指示された以外のことに使わない。
- (3) 無許可の写真・動画撮影や録音は禁止する。
- (4) 学習した内容等をSNSに載せることは禁止する。

### 2 携帯電話等について

- (1) 「携帯電話等」とは、授業用タブレットPCを除くスマートフォンやタブレット端末など、通信機能を持つ機器を含むすべてのものとする。
- (2) 家庭の事情により携帯する必要がある場合は、「携帯電話等持込申請書」を提出する。校内では電源を切り、かばんに入れて、指示がある場合を除いて使用しない。緊急で家庭に連絡しなければならない場合は、教員の許可を得る。
- (3) 取り扱い方法に問題があれば、持ち込みの許可が取り消されることがある。
- (4) 許可なく校内で使用した場合は段階的指導を行う。
- (5) 授業用タブレットPC以外の情報機器を校内のネットワークに接続することは禁止とする。

### 3 定期考査・課題テスト・その他試験について

- (1) 電源を切ってかばんの中へ入れる。
- (2) 教室へ持ち込んだ場合や試験中に使用した場合は不正行為とみなす。
- (3) 廊下で鳴った場合は生徒指導の対象となる。

### 4 その他

- (1) 盗難や紛失に注意する。また、破損等がないよう取り扱いに注意する。
- (2) 盗撮・盗聴等の迷惑行為、SNSなどで他人の悪口、誹謗・中傷等いじめにつながるような行為は絶対しない。
- (3) 使用について、規定が守られない場合は段階的指導を行う。

## 校則改定の手順

- 職員・生徒会・PTA 等の意見
- 生徒指導部で検討
- 運営委員会に案の報告
- 生徒指導部から学年会・分掌会で職員に提案・相談
- 意見を集約し生徒指導部で原案の作成 ←
- 運営委員会に提案
- 職員会議に提案
- 生徒、保護者に提示し意見受付期間を設定
- (検討すべき意見が出た場合)
- 実施または試行